

第2編 発生段階別対応計画

○ 発生前期

海外に限らず、国内でも野鳥、家きんなどへの高病原性鳥インフルエンザの発生が認められ、まれにヒトへの感染事例も認められるが、ヒトからヒトへの感染は明らかでなく、ウイルスの構造上も新型インフルエンザとは認められない時期

◇ 目標

- 1 新型インフルエンザの発生の兆候を早期把握
- 2 高病原性鳥インフルエンザの防疫とヒトへの感染防止に関する情報収集

◇ 市の体制

庁内対策会議の設置

- (1) 積極的な情報収集
- (2) 関係各課の情報共有
- (3) 感染予防、業務維持等の各部マニュアルを作成

◇ 事務局の役割

- (1) 各部・課に集まる全ての情報について集約〔健康課〕
- (2) 都が実施する新型インフルエンザ対策に関する説明会に参加し、情報収集を実施する。〔健康課、総務課、防災安全課、市立病院〕

◇ 具体的対策

1 監視体制（サーベイランス）

本市を管轄する南多摩保健所等から、新型インフルエンザの発生状況等について情報収集を行うとともに、新型インフルエンザ発生の兆候を捉えた場合は、医師会等医療機関へ監視体制を要請する。〔健康課〕

2 情報提供

(1) 市民への情報提供

ア 市民に対し、新型インフルエンザの基礎知識、一般的な予防について、市報、市ホームページ等あらゆる広報媒体を使い、市民へ情報提供を行う。〔健康課、市長公室広報担当〕

☆流行終息まで継続して実施

イ 広報媒体（ホームページ、防災無線等）をリストアップし、市民へ効果的に情報提供できる体制を構築する。

〔市長公室広報担当〕

(2) 関係機関からの情報提供

日野市医師会、日野市歯科医会、日野市薬剤師会及び市内医療機関（以下「医療関係機関」という。）に対し、迅速な情報提供ができるように緊急連絡網の整備を依頼する。

〔健康課〕

発生前期

3 相談・検査体制

- (1) 「新型インフルエンザ健康相談窓口」の開設準備
市民からの相談に備え、生活・保健センター（健康課）に「新型インフルエンザ健康相談窓口」設置の準備を行う。〔健康課〕
- (2) 相談体制の整備
流行期等に備え、保健師、看護師等の資格を持つ職員を活用して、全庁的な相談体制の準備を行う。〔健康課、職員課、関係各課〕
- (3) 各課に相談窓口設置の準備を行う。

4 医療物資の確保と活用

- (1) 医療資器材の確保等
医薬品及び感染防護衣等の医療用資器材を計画的に備蓄する。〔健康課、市立病院〕
- (2) 抗インフルエンザウイルスの確保、新型インフルエンザワクチン接種については、都の指導に基づき行動する。〔健康課〕

5 医療体制

- (1) 外来医療
 - ア 医師会と連携して、外来診療が可能な医療機関について調査する。〔健康課〕
 - イ 新型インフルエンザの発生に備え市医師会との協力を基に、市立病院に「発熱外来※」の設置準備をする。〔健康課、市立病院〕
- (2) 入院医療
 - ア 流行時の市立病院を中心とした入院医療の体制を整備する。〔市立病院〕
- (3) 医療スタッフの確保
市立病院、医師会、医療機関相互の応援体制について協議する。
〔健康課、市立病院〕

6 防疫体制

- (1) 感染予防とまん延防止対策
市民、各施設等に対して、マスクの着用、うがい、手洗いの奨励による感染予防の徹底を図る。終息期まで継続する。〔健康課、関連各課〕
- (2) 訓練
新型インフルエンザが発生した場合の対応について、保健所及び関係機関と連携した訓練を実施する。〔健康課、関係各課〕

7 市民生活

- (1) 食料品等の備蓄
流行に備え、各世帯で最低限の食料品・生活必需品等の備蓄を行うように勧奨する。
〔健康課、市長公室広報担当〕
- (2) ごみの排出制限
流行時に通常のごみ回収回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業所にごみ

減量化を求める要請を行う。〔ごみゼロ推進課〕

(3) 要支援者等への支援

流行に備え、要支援者の生活維持のため、食料や生活必需品の配給方法・介護支援についてマニュアルに基づき準備する。〔高齢福祉課、障害福祉課〕

(※) **発熱外来**：新型インフルエンザに係る診療を効率化し混乱を最小限にすること、また新型インフルエンザの患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けることで両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とした外来。

○ 海外発生期

海外でヒトからヒトへの感染が認められ、新型インフルエンザの発生が確認される時期

◇ 目標

- 1 市内における新型インフルエンザ感染者の早期発見
- 2 海外発生に関する情報収集
- 3 国内発生に備えた全庁的な対策の構築
- 4 庁内対策会議の開催と態勢の確認

◇ 市の体制

庁内対策会議の設置

- (1) 情報の共有
- (2) 流行に備えた行動体制の確認

◇ 事務局の役割

- (1) 各部・課に集まる全ての情報について集約〔健康課〕
- (2) 必要に応じて庁内対策会議を開催する〔健康課、総務課〕
- (3) 都が実施する新型インフルエンザ対策に関する説明会に参加し、情報収集を実施する。〔健康課、総務課、防災安全課、市立病院〕
- (4) 各担当別の説明会については、所管課で担当する。〔関係各課〕

◇ 具体的対策

1 監視体制（サーベイランス）

本市を管轄する南多摩保健所等から、新型インフルエンザの発生状況等について情報収集を行うとともに、新型インフルエンザ発生の兆候を捉えた場合は、医師会等医療機関へ監視体制を要請する。〔健康課〕

2 情報提供

(1) 市民への情報提供

- ア 市民に対し、新型インフルエンザの基礎知識、一般的な予防について、市報、市ホームページ等あらゆる広報媒体を使い、市民へ情報提供を行う。〔健康課、市長公室広報担当〕
- イ 市内に居住する外国人、障害者、高齢者等に対して、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。〔企画調整課、障害福祉課、高齢福祉課、福祉政策課等〕
- ウ 市内の幼稚園・保育園、小・中学校を通じ、児童・生徒及びその家族に対し、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。〔保育課、学校課、子育て課、子ども家庭支援センター〕

3 相談・検査体制

- (1) 「新型インフルエンザ健康相談窓口」の設置
生活・保健センター（健康課）に「新型インフルエンザ健康相談窓口」を設置。〔健康課〕

4 医療物資の確保と活用

抗インフルエンザウイルスの確保、新型インフルエンザワクチン接種については、都の指導に基づき行動する。〔健康課〕

5 医療体制

- (1) 外来医療
 - ア 市医師会との協力を基に、市立病院に「発熱外来」の設置準備をする。〔市立病院、健康課〕
 - イ 医師会に、発熱外来に従事する医師、看護師等の協力を要請する。〔健康課、市立病院〕
- (2) 入院医療
 - ア 市内での感染拡大に備え、入院医療機関として市立病院を中心とした入院医療の体制を整備する。〔市立病院、健康課〕

6 防疫体制

- (1) 感染予防とまん延防止対策
発生前期に準じる。
- (2) 水際対策
国の情報を基に、発生地域への渡航自粛を市ホームページ等で広報する。〔市長公室広報担当〕

7 市民生活

- (1) ごみの排出抑制
流行時に通常のごみ回収回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業所にごみ減量化を求める要請を行う。〔ごみゼロ推進課、市長公室広報担当〕
- (2) 遺体管理
 - ア 遺体安置所等の整備について検討する。〔総務課、環境保全課、健康課〕

○ 国内発生期
(封じ込め対策期)

国内又は都内で新型インフルエンザの発生が確認されるが、
感染拡大は非常に限られている時期

◇ 目標

- 1 市内で発生した際の抑え込みの徹底
- 2 感染拡大に備えた医療体制の確保
- 3 市民への適切な情報提供による混乱防止
- 4 庁内体制の確立「対策本部」を設置する

◇ 市の体制

対策本部（本部長－市長）の設置

- (1) 東京都内で発生が認められた場合に、都知事の「発生宣言」がされる。
- (2) 日野市内で発生が認められた場合に、市長による「日野市警戒宣言」を行う。
- (3) 市業務について、市民の感染を防止するため、新型インフルエンザ日野市事業継続計画（BCP）の実施の準備を行う。

◇ 事務局の役割

新型インフルエンザ対策本部会議を開催する

- (1) 対策本部会議の運営及び本部員の招集〔総務課・健康課〕
- (2) 日野市事業継続計画（BCP）の円滑な実施〔総務課〕
- (3) 都が実施する新型インフルエンザ対策に関する説明会に参加し、情報収集を実施する。〔健康課、総務課、防災安全課、市立病院〕
- (4) 各担当別の説明会については、所管課で担当する。〔関係各課〕

◇ 具体的対策

1 監視体制（サーベイランス）

- (1) 感染症発生動向調査

ア 国内でのインフルエンザ発生情報を把握する。〔健康課〕

イ 学校、保育園、幼稚園、子育て支援施設及び福祉施設等で患者が発生した場合、速やかに保健所及び健康課に連絡するように協力を要請する。

〔学校課、子育て課、保育課、障害福祉課、高齢福祉課、福祉政策課等〕

2 情報提供

- (1) 市民への情報提供

ア 市民に対し、広報媒体により患者等の発生状況、相談窓口等について、最新の情報提供を随時行い、パニックや治安の悪化を防止する。〔健康課、市長公室広報担当〕

イ 市内に居住する外国人、障害者、高齢者等に対して、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。〔企画調整課、障害福祉課、高齢福祉課等〕

ウ 市内の幼稚園・保育園、小・中学校を通じ、児童・生徒及びその家族に対し、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。〔健康課、保育課、学校課、子ども家庭支援センター〕

- (2) 関係機関からの情報収集及び情報提供
医師会及び関係機関に対し、都と連携して患者の発生状況や感染予防対策等について情報提供する。〔健康課〕

3 相談・検査体制

- (1) 健康課では、「新型インフルエンザ健康相談窓口」に加え、「発熱相談」を設置し、南多摩保健所が開設する「発熱相談」とあわせて発熱者の相談を受けつける。その他の生活上の相談については、各課に相談窓口を設置して対応を行う。

日野市長の「警戒宣言」により、保健センターの健康相談窓口は電話相談のみとし、保健センター事業を全面的に中止する。〔健康課、関連各課〕

- (2) 相談体制の増強
流行期等に備え、保健師、看護師等の資格を持つ職員を活用した、全庁的な相談体制を確立、増強する。〔健康課、職員課〕

4 医療物資の確保と活用

抗インフルエンザウイルスの確保、活用、新型インフルエンザワクチン接種については、都の指導に基づき行動する。〔健康課〕

5 医療体制

- (1) 外来医療
市医師会との協力を基に、日野市立病院に「発熱外来」を設置して、発熱患者の受入準備を行う。

〔市立病院、健康課〕

- (2) 入院医療
ア 市内での感染拡大に備え、入院医療機関として市立病院を中心とした入院医療の体制を整備する。〔市立病院、健康課〕

6 防疫体制

感染予防とまん延防止対策

ア 患者の発生に際し、都と協力して入院勧告（措置）を行うとともに、患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛、健康管理の実施を行う。〔健康課〕

イ 市立幼稚園・保育園、小・中学校、その他市関連集会施設等については、都の要請に基づき対策本部の指示により臨時休業を行い、その他民間施設については休業要請を行う。〔関係各課〕

※弱毒性の場合は、柔軟な対応とする。

国内発生期

7 社会行動の制限

【都内で発生した場合】

- (1) 集会等の自粛
感染の拡大防止のため、集会等の各種行事の自粛を協力要請し、市の主催事業を中止する。〔市長公室広報担当・関係各課〕
- (2) 外出等の自粛
不要不急な外出を避けるように協力を要請する。〔市長公室広報担当〕

8 市民生活

- (1) 食料品等の備蓄
流行に備え、各世帯で最低限の食料品・生活必需品等の備蓄を行うように勧奨する。
〔健康課、市長公室広報担当〕
- (2) 遺体管理
ア 市営火葬場及び南多摩斎場の稼働を増やす体制を整える。〔環境保全課〕

○ 都内流行期（前期）

都内で複数のクラスター（感染者の小集団）が見られ、さらに感染拡大が予想される時期
都知事による「流行警戒宣言」が発令

◇ 目標

- 1 徹底した封じ込め策による流行拡大の防止
- 2 患者の急増に備えた外来・入院医療の確保

◇ 市の体制

対策本部の設置

- 1 日野市新型インフルエンザ対策本部の指示に基づき各部マニュアルにより、市民の不安解消と、社会機能維持の方策を実施して大規模流行に備えた対策を実施する。
- 2 都知事による「流行警戒宣言」により、日野市長による「流行警戒宣言」を行う。

◇ 事務局の役割

新型インフルエンザ対策本部会議を開催する

- (1) 対策本部会議の運営及び本部員の招集〔総務課・健康課〕
- (2) 日野市事業継続計画（BCP）の円滑な実施の準備〔総務課〕
- (3) 相談についての窓口〔健康課〕
- (4) 都が実施する新型インフルエンザ対策に関する説明会に参加し、情報収集を実施する。〔健康課、総務課、防災安全課、市立病院〕
- (5) 各担当別の説明会については、所管課で担当する。〔関係各課〕

◇ 具体的対策

1 監視体制（サーベイランス）

- (1) 感染症発生動向調査
保健所又は医療機関を通じて、患者の発生状況を日報単位で行うように要請し、市内の発生状況を日単位で把握する。〔健康課〕

2 情報提供

- (1) 市民への情報提供
 - ア 市民に対し、広報媒体により患者等の発生状況、相談窓口等について、最新の情報提供を随時行い、パニックや治安の悪化を防止する。〔健康課、市長公室広報担当〕
 - イ 市内に居住する外国人、障害者、高齢者等に対して、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。〔企画調整課、障害福祉課、高齢福祉課、福祉政策課等〕
 - ウ 市内の幼稚園・保育園、小・中学校を通じ、児童・生徒及びその家族に対し、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。〔健康課、保育課、学校課、子ども家庭支援センター〕

都内流行期（前期）

- (2) 関係機関からの情報収集及び情報提供
医師会及び関係機関に対し、都と連携して患者の発生状況や感染予防対策等について情報提供する。〔健康課〕

3 相談・検査体制

- (1) 相談窓口の増強
健康課に設置している「新型インフルエンザ健康相談窓口」「発熱電話相談」の開設時間の延長（24時間体制）を行う。〔健康課〕
相談内容ごとに対応できるように、各課の相談窓口を強化する。〔関係各課〕

4 医療物資の確保と活用

抗インフルエンザウイルス薬の確保、活用、新型インフルエンザワクチンの接種については、都の指導に基づき行動する。〔健康課〕

5 医療体制

- (1) 外来医療
ア 市医師会との協力を基に、市立病院に、「発熱外来」を開設し、初期診療を行う。〔市立病院、健康課〕
イ 医師会へ、感染拡大に備え全ての医療機関で診察ができるよう要請する。〔健康課〕
- (2) 入院医療
東京都新型インフルエンザマニュアルに基づき実施する。新型インフルエンザが疑われる患者は感染症協力医療機関に保健所により搬送され、新型インフルエンザと診断された場合には、保健所の勧告に基づき感染症指定医療機関に入院となる。
- (3) 医療スタッフの確保
現在従事していない医師・看護師等の有資格者の活用を検討する。〔健康課〕

6 防疫体制

感染予防とまん延防止対策

- ア 患者の発生に際し、都と協力して入院勧告（措置）を行うとともに、患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施を行う。〔健康課〕
- イ 市立幼稚園・保育園、小・中学校、その他市関連集会施設等については、都の要請に基づき対策本部の指示により臨時休業を行い、その他民間施設については休業要請を行う。〔関係各課〕

7 社会行動の制限

- (1) 集会等の自粛
感染の拡大防止のため、集会等の各種行事の自粛を協力要請し、市の主催事業を中止する。〔市長公室広報担当・関係各課〕
- (2) 外出等の自粛
不要不急な外出を避けるように協力を要請する。〔市長公室広報担当〕

8 市民生活

(1) 要支援者等への支援

要支援者の生活維持のため、食料や生活必需品の配給や介護支援を行う。〔高齢福祉課、障害福祉課〕

○ 都内流行期（後期）

都内で急速に感染が拡大し、流行している時期
都知事による「流行警戒宣言」発令中

◇ 目標

- 1 流行の抑制
- 2 社会機能の維持
- 3 社会不安の解消とパニック防止

◇ 市の体制

対策本部の設置

対策本部及び各部対策により、市民の不安解消と流行の抑制及び社会機能の維持を図る。

◇ 事務局の役割

新型インフルエンザ対策本部会議を開催する

- (1) 対策本部会議の運営及び本部員の招集〔総務課〕
- (2) 日野市事業継続計画（BCP）の円滑な実施〔総務課〕
- (3) 相談についての窓口〔健康課〕
- (4) 都が実施する新型インフルエンザ対策に関する説明会に参加し、情報収集を実施する。〔健康課、総務課、防災安全課、市立病院〕
- (5) 各担当別の説明会については、所管課で担当する。〔関係各課〕

◇ 具体的対策

1 監視体制（サーベイランス）

- (1) 感染症発生動向調査
保健所又は医師会等を通じて、患者の発生状況の把握を継続する。〔健康課〕

2 情報提供

- (1) 市民への情報提供
 - ア 市民に対し、広報媒体により患者等の発生状況、相談窓口等について、最新の情報を随時行い、パニックや治安の悪化を防止する。〔健康課、市長公室広報担当〕
 - イ 市内に居住する外国人、障害者、高齢者等に対して、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。〔企画調整課、障害福祉課、高齢福祉課、福祉政策課等〕
 - ウ 市内の幼稚園・保育園、小・中学校を通じ、児童・生徒及びその家族に対し、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。〔健康課、保育課、学校課、子ども家庭支援センター〕
- (2) 関係機関からの情報収集及び情報提供
医師会及び関係機関に対し、都と連携して患者の発生状況や感染予防対策等について情報提供する。〔健康課〕

3 相談・検査体制

(1) 相談窓口の増強

健康課に設置している「新型インフルエンザ健康相談窓口」「発熱相談」の開設時間の延長（24時間体制）を実施する。〔健康課〕

各課に設置している相談窓口の強化を行う。〔関係各課〕

4 医療物資の確保と活用

抗インフルエンザウイルス薬の確保、活用、新型インフルエンザワクチンの接種については、都の指導に基づき行動する。〔健康課〕

5 医療体制

(1) 外来医療

ア 市医師会との協力を基に、市立病院の「発熱外来」において、引き続き初期診療を行う。〔市立病院、健康課〕

イ 各医療機関において、発熱患者とそれ以外の患者の時差診療等により、発熱患者の診療の実施を要請する。〔健康課、市立病院〕

(2) 入院医療

市立病院にて入院医療の拡大をおこなうため、臨時医療施設での治療を開始する。〔市立病院〕

(3) 往診医療

発熱外来を受診できない患者には、市医師会との協力を基に往診にて医療を実施する。〔市立病院、健康課〕

(4) 医療スタッフの確保

現在従事していない医師、看護師等の有資格者の活用を図る。〔健康課〕

6 防疫体制

新型インフルエンザの患者に対して、医療機関及び防災無線等を利用して自宅待機を要請する。〔健康課・防災安全課〕

7 社会行動の制限

(1) 集会等の自粛

感染の拡大防止のため、集会等の各種行事の自粛を協力要請し、市の主催事業を中止する。〔市長公室広報担当・関係各課〕

(2) 外出等の自粛

不要不急な外出を避けるように協力を要請する。〔市長公室広報担当〕

8 市民生活

(1) 要支援者等への支援

要支援者の生活維持のため、食料や生活必需品の配給や介護支援を行う。

〔高齢福祉課、障害福祉課〕

○ 大規模流行期

流行予測を超えて都内で大流行し、入院患者が医療機関で確保可能な病床数を超える規模で発生することが予想され、新たな対応が必要とされる時期
都知事による「感染症緊急事態宣言」発令

◇ 目標

- 1 新型インフルエンザの大流行による社会機能の破綻の回避
- 2 大規模流行に応じた新たな医療体制の確保

◇ 市の体制

対策本部の設置

新型インフルエンザ対策を実施するための対策本部を設置して、全庁的な対応で社会機能の維持を図る。

◇ 事務局の役割

新型インフルエンザ対策本部会議を開催する

- (1) 対策本部会議の運営及び本部員の招集〔総務課〕
- (2) 日野市事業継続計画（BCP）の円滑な実施〔総務課〕
- (3) 相談についての窓口〔健康課〕
- (4) 都が実施する新型インフルエンザ対策に関する説明会に参加し、情報収集を実施する。〔健康課、総務課、防災安全課、市立病院〕
- (5) 各担当別の説明会については、所管課で担当する。〔関係各課〕

◇ 具体的対策

1 監視体制（サーベイランス）

- (1) 感染症発生動向調査
保健所又は医師会等を通じて、患者の発生状況の把握を継続する。〔健康課〕

2 情報提供

- (1) 市民への情報提供
 - ア 市民に対し、広報媒体により患者等の発生状況、相談窓口等について、最新の情報提供を随時行い、パニックや治安の悪化を防止する。〔健康課、市長公室広報担当〕
 - イ 市内に居住する外国人、障害者、高齢者等に対して、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。〔企画調整課、障害福祉課、高齢福祉課、福祉政策課等〕
 - ウ 市内の幼稚園・保育園、小・中学校を通じ、児童・生徒及びその家族に対し、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。〔健康課、保育課、学校課、子ども家庭支援センター〕
- (2) 関係機関からの情報収集及び情報提供
医師会及び関係機関に対し、都と連携して患者の発生状況や感染予防対策等について情報提供する。〔健康課〕

3 相談・検査体制

- (1) 相談窓口の増強
健康課に設置している「新型インフルエンザ健康相談窓口」「発熱相談」の24時間体制を継続し、回線増、対応人数の強化を行う。〔健康課〕
各課に設置している相談窓口の強化を行う。〔関係各課〕

4 医療物資の確保と活用

抗インフルエンザウイルス薬の確保、活用、新型インフルエンザワクチンの接種については、都の指導に基づき行動する。〔健康課〕

5 医療体制

- (1) 外来医療
 - ア 市医師会との協力を基に、市立病院の「発熱外来」において、引き続き初期診療を行う。〔市立病院、健康課〕
 - イ 各医療機関において、発熱患者とそれ以外の患者の時差診療等により、発熱患者の診療の実施を要請する。〔健康課、市立病院〕
- (2) 入院医療
市立病院にて入院医療の拡大をおこなうため、臨時医療施設での治療を開始する。〔市立病院〕
- (3) 往診医療
発熱外来を受診できない患者には、市医師会との協力を基に往診にて医療を実施する。〔市立病院、健康課〕
- (4) 医療スタッフの確保
現在従事していない医師、看護師等の有資格者の活用を図る。〔健康課〕

6 防疫体制

新型インフルエンザの患者に対して、医療機関及び防災無線等を利用して自宅待機を要請する。〔健康課・防災安全課〕

7 社会行動等の制限

- (1) 集会等の自粛
感染の拡大防止のため、集会等の各種行事の自粛を協力要請し、市の主催事業を中止する。〔市長公室広報担当・関係各課〕
- (2) 外出等の自粛
不要不急な外出を避けるように協力を要請する。〔市長公室広報担当〕

8 市民生活

- (1) 要支援者等への支援
要支援者の生活維持のため、食料や生活必需品の配給や介護支援を行う。〔高齢福祉課、障害福祉課〕

○ 流行終息期

流行が終息に向かい、新規外来患者数が1医療機関当たり週10人以下となる状況が2週間続いた時期
都知事による「終息宣言」発令

◇ 目標

- 1 社会機能の段階的回復
- 2 流行が再燃した場合の対策強化

◇ 市の体制

都知事による「終息宣言」発令により、日野市長による「終息宣言」を行い、対策本部を解散する。

庁内対策会議を開催し、新型インフルエンザ対策等についての検証及び新たな流行に備えた対応等について協議する。

◇ 事務局の役割

新型インフルエンザ対策本部会議を開催する

- (1) 対策本部会議の運営及び本部員の招集〔総務課〕
- (2) 日野市事業継続計画（BCP）の実施後、平常業務体制への準備を進める。〔総務課〕
- (3) 相談についての窓口〔健康課〕
- (4) 都が実施する新型インフルエンザ対策に関する説明会に参加し、情報収集を実施する。〔健康課、総務課、防災安全課、市立病院〕
- (5) 各担当別の説明会については、所管課で担当する。〔関係各課〕

◇ 具体的対策

1 監視体制（サーベイランス）

- (1) 感染症発生動向調査
保健所又は医師会等を通じて、患者の発生状況の把握を継続する。〔健康課〕

2 情報提供

- (1) 市民への情報提供
 - ア 市民に対し、広報媒体により患者等の発生状況、相談窓口等について、最新の情報提供を随時行い、パニックや治安の悪化を防止する。〔健康課、市長公室広報担当〕
 - イ 市内に居住する外国人、障害者、高齢者等に対して、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。〔企画調整課、障害福祉課、高齢福祉課、福祉政策課等〕
 - ウ 市内の幼稚園・保育園、小・中学校を通じ、児童・生徒及びその家族に対し、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。〔健康課、保育課、学校課、子ども家庭支援センター〕
- (2) 関係機関からの情報収集及び情報提供
医師会及び関係機関に対し、都と連携して患者の発生状況や感染予防対策等について情報提供する。〔健康課〕

3 相談・検査体制

健康課に設置している「新型インフルエンザ健康相談窓口」「発熱相談」、各課の相談窓口を相談件数の減少に合わせ、規模を縮小する。〔健康課、関係各課〕
メンタルヘルスケアの相談体制を整備する。〔健康課、関係各課〕

4 医療物資の確保と活用

都の指導に基づき行動する。〔健康課〕

5 医療体制

- (1) 外来医療
 - ア 引き続き市医師会との協力を基に、「発熱外来」において初期診療を行うとともに、状況に応じて縮小する。〔市立病院、健康課〕
 - イ 医療機関での診療は、通常の外来医療へと移行を要請する。〔健康課〕
- (2) 入院医療
臨時医療施設での入院医療を終了する。〔市立病院〕

6 防疫体制

- (1) 行動計画、マニュアルの見直しを行い、新たな発生や流行に備える。〔健康課〕
- (2) 市長による「終息宣言」発令後、市業務を平常業務に変更する。〔関係各課〕

7 社会行動等の制限

- (1) 市長による「終息宣言」発令後、市民に対して各種行事の自粛の解除を広報する。〔健康課、市長公室広報担当〕

8 市民生活

- (1) 市長による「終息宣言」発令後、平常時の体制に移行する。

日野市新型インフルエンザ対策行動計画
(改訂版)

平成21年10月

日野市 総務部 総務課

健康福祉部 健康課

〒191-8686 日野市神明 1-12-1

日野市 総務部 総務課 電話 042(585)1111 (代表)

健康福祉部健康課 電話 042(581)4111 (直通)